

(第一類 第一百八回国会)

内閣委員会議録第八号

号

(一一一)

平成二年六月五日(火曜日)
午前十時十分開議

出席委員

委員長 岸田 文武君

理事 植竹 繁雄君

理事 杉浦 正健君

理事 林 大幹君

理事 竹内 勝彦君

理事 齐藤斗志二君

理事 鈴木 宗男君

理事 志賀 一夫君

理事 岩屋 純君

理事 龜井 善之君

理事 松岡 利勝君

理事 池田 元久君

理事 細川 律夫君

理事 松岡 利勝君

理事 池田 元久君

理事 和田 一仁君

理事 山元 勉君

理事 山口 那津男君

理事 玉城 邦紀君

理事 三浦 栄一君

理事 多田 兼君

理事 内閣官房内閣参考官

人事院事務総局 人事院総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局 人事院総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局 人事院総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局 人事院総裁 弥富啓之助君

内閣委員会調査室長 林 昌茂君

委員の異動

六月五日

辞任

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四九号)

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第六五号)

は本委員会に付託された。

げます。

本年三月二十三日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出が行われました。この法律案は、この人事院の意見の申し出を踏まえ、国家公務員災害補償法について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申上げます。

第一に、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとに四月一日における職員の給与水準の変動に応じて計算する完全自動給与スライド制へ移行することといたしております。

第二に、療養の開始後一年六月を経過した職員の休業補償に係る平均給与額については、その職員の年齢に応じ人事院が定める最低限度額を下回り、または最高限度額を超えるときは、それぞれ当該最低限度額または最高限度額をその職員の平均給与額とすることといたしております。なお、この最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度において用いられる額を考慮して人事院が定めることといたしております。

以上の中、この改正案におきましては、関係法律の規定の整備等を行うことといたしております。

なお、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

なあ、以上の改正は、平成二年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○岸田委員長 これより質疑に入ります。

○岸田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北川昌典君。法案に対しての質問を申し上げる前に、一つだけお尋ねしておきたいと思います。

○北川(昌)委員 法案に対しての質問を申し上げる前に、一つだけお尋ねしておきたいと思います。

とに対する疑問。さらには、この輸送に当たつての経費はどこに支払われ、どこがそれを納めていくのか、このことについての疑問がござりますが、これらについて一括して御答弁をお願いしたいと思います。

○多田説明員 やや順序不同でお答え申し上げて恐縮でございますが、最初に、即位の礼の準備についての式次第その他、大体どういうふうになつていくのかということについてのスケジュールを示せというふうをせんだつてのこの内閣委員会で関してお見せできるようにしたいということを申し上げました。

今回の高御座の輸送に関しては、これは高御座を使うということにつきましては、先般のこの委員会での御審議のときにも私もたしか御答弁を申し上げたように記憶しておりますし、それが頭解をいたしておりますが、その中でも、使用された高御座をその後参観していく機会を設けて、いろいろ可能な手立てを検討いたしましたことを申し上げたようにあります。新

空輸をするに当たつて、相当大きなものでございまして、トントン数もかかりますし、長さもかなり長いものを運ばなければいけないというようなことで、いろいろ可能な手立てを検討いたしました結果、他に適当なものが見当たらないということでお答えでございましたので、自衛隊の保有するヘリコプターを利用してもらつてはどうかということで、いろいろ可能な手立てを検討いたしましたところ、自衛隊法で、正式の要請があれば輸送に協力することはできなくはないといふことをございまして、高御座を使用するということに関しては、既に政府の方針は確定をしておることも申し上げてあるとおりでございます。

○多田説明員 大変失礼を申し上げました。まだ本予算が通つていらない段階でなぜこういうふうにしまして、先ほどちょっと触れましたように、修理のスケジュール的なものを考えまして、それと妨害活動等の状況等も勘案しまして、この時期に運ぶことが最も妥当だというふうに判断をいたしましてこの時期に運ばせていただいたということでお答えでございます。

なお、支払い先でございますが、これは御承知のように、京都御所から桂駐屯地まで、それから立川基地から皇居まで、この間は全く自衛隊の関係はございません。そういうことで、その間の経費はそれぞれの担当の業者なり何なりにお払いを承知されるおわけですから、そういう過去の姿がまた新たに現れるのではないかという気持ちがあります。アジアが、日本の「一拳手一投足」といいますか、そういうものに対して大変な関心を示しておるわ

けでありますけれども、特に、天皇の即位の礼に關連して自衛隊が動員されるということは、かつて日本軍は天皇の赤子と言われ、天皇のためなら、天皇を大元帥にいただいてという一つの思

想があつたわけで、アジアの皆さんはそれを十分理解をいたしまして、自衛隊が運んだ区間につきましては、人件費等は自衛隊がもう既に措置されておりますので、実費程度のものを自衛隊の方にお払いをするということになるわけでございます。

それから、今後自衛隊をどういうふうに組み込んでいくつもりなのかといふお話をございましたが、これにつきましては、既に発表しておりますので、後で一括で結構です。

○北川(昌)委員 まだ全部質問に対してもお答えがないのですけれども、いわゆるこの関連の予算の問題、そしてどこに納めるか納めないと聞いておられた検討しました結果、運んで修理に入るといふこととかなりぎりぎりの時期に来ているというふうに考えられますので、この時期に輸送をさせたいだいたいと申します。

そこで、東京へ運んできて修理をする、そして使用するという準備作業の一環として日程的にいろいろ検討しました結果、運んで修理に入るといふことがかなりぎりぎりの時期に来ているというふうに考えられますので、この時期に輸送をさせていただいたいと申します。

そして、輸送するに当たりましては、一部勢力が大変強硬な破壊といいますか妨害活動をすると

いうことを公に宣言をしておりまして、これを防ぎながらうまく運んでこなければいけないということが我々の使命でございました。それで、いろいろ検討いたしました結果、方のことがあれば代替のきかない品もありますし、それから、途中で交通上の大混乱を起こすようなことになれば一般にも大変な迷惑をかけるということを考えまして、できるだけそういう期間を短くするといふことを考えてお見せできるようにしたいと考えたわけでございます。

○多田説明員 大変失礼を申し上げました。まだ本予算が通つていらない段階でなぜこういうふうにしまして、先ほどちょっと触れましたように、修理のスケジュール的なものを考えまして、それと妨害活動等の状況等も勘案しまして、この時期に運ぶことが最も妥当だというふうに判断をいたしましてこの時期に運ばせていただいたということでお答えでございます。

○北川(昌)委員 まだ全部質問に対してもお答えがないのですけれども、いわゆるこの関連の予算の問題、そしてどこに納めるか納めないと聞いておられた検討しました結果、運んで修理に入るといふこととかなりぎりぎりの時期に来ているといふことをございました。

そこで、東京へ運んてきて修理をする、そして使用するといふ準備作業の一環として日程的にいろいろ検討しました結果、運んで修理に入るといふことがかなりぎりぎりの時期に来ているといふことをございました。

そこで、輸送するに当たりましては、一部勢力が大変強硬な破壊といいますか妨害活動をすると

いうことを公に宣言をしておりまして、これを防ぎながらうまく運んでこなければいけないといふことが我々の使命でございました。それで、いろいろ検討いたしました結果、方のことがあれば代替のきかない品もありますし、それから、途中で交通上の大混乱を起こすようなことになれば一般にも大変な迷惑をかけるということを考えまして、できるだけそういう期間を短くするといふことを考えてお見せできるようにしたいと考えたわけでございます。

○多田説明員 先ほどお答え申し上げましたように、自衛隊には先ほど申し上げた四つの行為につれて参考をしていただく予定にしておりますけれども、そのほかに特段の予定は現在のところございません。アジアの方々のお気持ちというようなものを何か崩すようなことを特段私どもが考えているということは全くございません。

○北川(昌)委員 気持ちは持つていなくても、そういう状態が出てくることを私は大変恐れるわ

けでありまして、したがつて、そういうことのないようには一つ分配慮いただくことを願いしておきたいと思います。

次に、法案に関連してお尋ねいたしますけれども、今回の改正を行つた理由についてますお尋ねいたしたいと思います。

○ 強富政府委員 様々な理由を申し上げます。

人事院といたしましては、今回の補償法改正に関する、三月二十三日、国会及び内閣に對して意見の申し出を行つたわけでございますが、これは先ほど長官の提案理由の御説明にもございましたとおり、大別して二点ございます。

まず一点は、共済年金等他の公的年金制度におけるスライド制の実施状況、それから災害補償における給付間の均衡の維持の必要性等にかんがみまして、年金たる補償の額の完全自動給与スライド制への移行、これが第一点でございます。

それから第二点は、長期療養者の休業補償に係ります平均給与額に年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定すること等の措置を講ずる必要があると認めたことによるものでございます。まず最初の、年金たる補償の額の完全自動給与スライド制への移行、これは年金たる補償につきまして、現行では6%を超える給与水準の変動というスライド要件がございますが、これを廃止しまして、毎年の職員の給与水準の変動に応じて、その都度額の改定を行おうとするものでございます。

それから、第二点目の長期療養者の休業補償に係る平均給与額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額の設定と申しますのは、本来、休業補償につきましては、現在平均給与額に係る最低限度額が導入されておらないわけでございません。このため、療養の開始後一年六ヶ月を経過した日以後におきましては、限度額が適用されます傷病補償年金の受給者とこれら限度額が適用されない休業補償の受給者との間に不均衡が生ずることになつてきているわけでございます。

是正するために、療養の開始後一年六ヶ月を経過した者の休業補償に係る平均給与額に年金と同じ最低・最高限度額を導入しよう、こういうものでございます。

○ 北川(昌)委員 今、趣旨については十分御説明があつたわけがありますが、これは端的に言いますならば、労働災害保険法の改正に伴つて、民間と公務員の均衡を保つために行われる、こういうふうに理解をするわけありますけれども、特にこの法の二十三条にも、船員保険法とか労働基準法、これに基づいて働いておる人たちと公務員との間で保険給付の実施については均衡を失わぬように十分に考慮しなければならない、こううたわれておるわけでございまして、そうなりますと、この改正はそういう均衡が内実ともに保たれるものだ、こういうふうに理解してよろしいのでしようか。

○ 強富政府委員 大体、一般的にそのように考えております。

○ 北川(昌)委員 確かに、条文とかその中の思想といふものはほとんど同じでございます。給付についてもそう大きく開きはないといふうに思いますが、それがどういふうに理解してよろしい

ますけれども、ただ、民間と公務員の違いの中で、民間の法定外給付の実施状況はどうなつていいのか。それと、その分と公務員を比較した場合、今おつしやられたような給付の内容はどうなつていいか、ちょっと比較を教えていただきたいと思います。

○ 北川(昌)委員 ちょっとお伺いしますけれども、民間の法定外給付の実施状況はどうなつていいのか。それと、その分と公務員を比較した場合、今おつしやられたような給付の内容はどうなつていいか、ちょっと比較を教えていただきたいと思います。

○ 大城政府委員 民間の法定外給付と国公災関係の援護金との比較のお話でございます。民間企業における法定外給付の状況は私ども毎年のように調べてきておりますが、六十三年十月時点での調査結果によりますと、業務災害で死亡したときの給付の平均額が約八百十万元、それから業務災害に伴う後遺障害の場合の給付額が約六百三十万元、そういうデータが出ております。これに対しまして、国公災関連の特別援護金では、公務災害の死亡の場合に四百七十万元、それから後遺障害の場合は、級別に分けておりますが、一級の場合四百九十万円、三級の場合四百七十万元、そういう額になつております。

られない休業補償の受給者との間に不均衡が生ずることになつてきているわけでございます。

○ 強富政府委員 たゞいま先生の仰せられましたとおり、国公災制度は、補償法上、労災制度、労災補償との均衡を図ることとされておりま

して、労災保険制度の改正に対応する制度の改正を行つてきているところでございますが、今仰せられましたとおり、國公災制度は、補償法上、労災制度、労災補償との均衡を図ることとされておりま

ざいます。非常に高額の給付をされている企業と、それから全くこういう法定外給付を行つていらない企業があるわけでございまして、その平均的な問題がございますが、先ほど總裁から答弁がありましたがように、これらの状況を見ながら私どもとしては引き続き改善に努めていくこうという姿勢で臨んでいるわけでございます。

○ 北川(昌)委員 今御答弁がありましたように、民間の場合と公務員の場合にはかなり差があることがはつきりしておるわけでございます。おつしやったように、確かに民間は数が多くございまして、零細もありましようし、大企業もございましょうし、そういう中での格差はあるにいたします。でも、平均的にはこういう金額でございますから、できるだけ公務員もこれに近づくような改善というものが図られてしかるべきだ、このように考えるわけでございます。特に、六十一年の十月の内閣委員会で我が党の理事であります田口委員の質問に対しましても、今後必要な改善に努力をしてまいりたい、こういう御答弁がされているわけございまして、そうした答弁だけでなく、やはりこの改善を目指して努力をしていただきたいと思うわけでございますけれども、そこらあたるつもりでございまして、最近時点で申しますと、六十二年の五月に公務の死亡の場合の遺族特別援護金について四百万円、これは五十八年の一月の三百万円から四百万円に引き上げた、さらに平成元年五月にはその四百万円を四百七十万円に引き上げるという改善を行つたわけでございまして、今後ともそういう改善を行つていくよう努めたいと考えております。

○ 北川(昌)委員 次に、やはり改善の問題でありますけれども、補償算定の基礎となつておりますけれども、補償算定の基礎となつております

したいと思います。

○大城政府委員 基本的には、補償の算定の基礎になります平均給与額を被災前三ヶ月間の給与をもとにして算定するという形をとっています。これは労災保険制度における給付基礎日額の算定の仕方にも見合うものでございます。

○北川(昌)委員 その平均給与額に大きく影響するわけありますけれども、その本人が被災前の三ヶ月間の給与の総額、この中に期末・勤勉手当が入ってない。先ほど御答弁がありましたように、民間と公務員との差もそういつたところから出てくるのではないか、このように考えます。とりわけ民間では一時金も平均給与額の中に入れておるところもある、こういうふうに聞いておりますけれども、この期末・勤勉手当が給与総額の中に入らない理由についてお尋ねしたいと思います。

○大城政府委員 平均給与額の算定を被災前三ヶ月の給与に基づいて行うというのは、その被災時点における平均的な生活水準といいますか、給与ですからむしろ稼働能力の表現と言つた方がいいのかかもしれませんけれども、そういうものをベースにして必要な補償の額を算定しようという考え方でございます。その間の給与の額をその期間の総日数で割るという計算からいたしますと、いわゆる生活日当たりの給与と申しますか、そういうものをベースにして補償を考えているというのがこの制度の中身でございます。

今、民間企業で一時金を入れてあるというお話をもございました。企業独自でそういう計算方法をとっているところがあるのかもしれませんけれども、災害補償の制度としては、先ほど申し上げましたように労災保険も私ども基本的には同じ考え方をとっているという理解をしております。その場合に期末・勤勉手当などの一時金を入れるべきではないかという御指摘でございますけれども、これはやはり基本的にはその時点における平均的、通常の形での生活に見合う給与のベースといふものを基礎にするという考え方で從来入れて

ないということでございます。期末・勤勉手当、民間でいえばいわゆるボーナスでございますけれども、その支給時期の問題等もございまして、三ヶ月間という算定基礎をとる限り、それが計算する仕方にも見合うものでございます。

○北川(昌)委員 でも、そういう意味で、国公災においても期末・勤勉手当を基礎にするというようなことをしていかなければなりません。補償としてはそういうことではよろしいのではないかと考

ます。

○北川(昌)委員 通常的な生活水準というおつしやり方のようでしたけれども、やはり期末・勤勉手当というのは残る金じゃないのですね。年間を通して生活していくが、そこに赤字が出る。今段階では、それを補てんするものとして期末・勤勉手当というのがあるのですね。したがって、その分を入れなくとも生活の補償はできるというふうに私は受け取ったわけでありますけれども、そういう期間での処理の仕方ではなくて、被災して三ヶ月以前の給与は給与として算定をして、今平均年間五・一ヵ月でございますから、その分を引き直してその中に組み入れていけば問題はないのではないか、私はそう思うのです。それに対しての見解を伺いたいと思います。

〔委員長退席 林(大)委員長代理着席〕

○大城政府委員 ただいまの御指摘に対するお答えとして、すべて御指摘の点が解決されるかどうかはわかりませんけれども、やはり生活の面で期末・勤勉手当がかなりの影響を持つてることはある限り、民間と国公災との間での違いはないと思います。そういう点はもちろん現行の制度でも考えておりまして、いわゆる福祉施設の中で特別給付金なるもの設けております。この特別給付金が支給されております。この点で

は、今お話のような期末・勤勉手当に見合う分、そつくりそのまま見合うかどうか問題でございますけれども、考え方としてはそういう配慮をする

ことによってカバーしようとしているところでございます。

〔林(大)委員長代理退席 委員長着席〕

○北川(昌)委員 物の考え方ですけれども、いわゆる補償を受ける人たちは、健康なときにもらつてある以上は、できるだけそれを保護する有利な方向で制度を整備していく、改善していくことが必要ではないか、私はこのように思うわけなんですね。六〇%とかそういう形になるわけでありますから、かなり生活に影響が出てくることは事実なんです。したがって、この法律が

最高限度額についてでありますけれども、今までこの最高限度額以上の給付を受けておった人がいると思うのです。その人は大体どのくらいの人数になるのでしょうか。

○大城政府委員 平成元年四月現在におきまして、休業補償受給者のうち療養期間が一年六ヵ月を超える者が千八百七十七名でございますが、この時点において仮に平成元年度の最高限度額を適用するとした場合における最高限度額に該当するという方の数は八名でございます。影響としては比較的少ないと考えております。

今おっしゃった福祉施設に対する援護とかの部分と期末・勤勉手当を算入した場合の差といふのはどのぐらいになるのでしょうか。これはちょっと違いますけれども、民間の給付金との格差に追いつくような金額になつていてるのでしょうかね。

○大城政府委員 この特別給付金の制度は、国家公務員の災害補償の制度として実施していることは今申し上げたとおりでございますが、労災補償の方でも同様の内容のものを実施しているわけでございます。したがつて、この制度の運用に関する限り、民間と国公災との間での違いはないといふふうにお考えいただいているかと思います。それ以外に民間でどういう配慮がなされているかと

いうことに關しましては、先ほど法定外給付のお話がありましたとおりでございまして、非常に手厚い配慮をしている企業ももちろんあるわけですが、それでも平均的なところでは――私どももそういう努力はしている、こういうことでございませんか。

○大城政府委員 今お話のありました点に関するいわば救急措置といたしまして、この法律施行前に療養を開始していた者につきましては法施行日に療養を開始したものとして扱う、したがいまして、実際に最高限度額が適用されるのは平成四年四月以降ということになります。これで避けることができるというふうに考えてお

ります。

○北川(昌)委員 いずれにしましても、先ほどから給付内容についてはできるだけ改善をするといふ前向きの姿勢を示していただいておりますが、

この期末・勤勉手当の繰り入れにつきましても、昭和四十五年の改正の時点で、やはり内閣委員会におきまして、平均給与額の算定について期末・勤勉手当の算入を検討するようにという附帯決議がなされたように記録されております。そういう面からも、後ろ向きでなくてぜひ前向きで上げておきたいと思います。

それから、今回出されであります最低限度額、この点については御検討いただくことをお願い申しあげておきたいと思います。

も、計算方法は五歳ごとに区切つてございますね。五歳ごとでは、最低限度額で給付をされるのが五年間続くわけでしょう、そうなりますと、大変なんですよ。その中で物価スライドやいろいろなスライドはあるにしても、この金額が五年も続くということは精神的にも大変苦痛になるのじゃないか、生活的にも大変苦しい状況に追い込まれていくのじゃないかなと私は思うのです。最低補償額の五歳という年限を三年とか二年とかに短縮をして、そして五十五歳以降については五年といふ形の救済措置というものがたれべきではないかと思うのですけれども、そこあたりはどうお考えになつておりますか。

○大城政府委員 限度額の年齢区分についてのお話だと思いますが、これは五年間続けるという考

え方であるよりは、その五歳の年齢、そこにおける平均的な水準を考慮するという形で限度額を設定するということです。それは、もとになります労働省の方のデータがそういう形で年齢

が三年來たらまた上がっていくということで、低所得層層は特に大変ですから、この救済措置は長過ぎる、したがつて、年齢層別の計算を三歳ぐらゐに区切つてやつてけば、この固定された金額が三年來たらまた上がっていくということで、

○北川(昌)委員 だから、この五年間というのは長過ぎる、したがつて、年齢層別の計算を三歳ぐらゐに区切つてやつてけば、この固定された金額が三年來たらまた上がっていくということで、

低所得層層は特に大変ですか、この救済措置はそういう形でできないのかとお尋ねしておるわけです。ただ技術的に、五年間のあれでなければなりませんが、それを三年ぐらゐの中で上げていくという救済措置はとれないものかどうかというのを聞きしておるわけで、そういう検討もできないことなのでしょうか。

○大城政府委員 大変恐縮ですが、仮説的な例でお話を申し上げさせていただきたいと思いますが、例えば、二十歳なら二十歳時点に限度額として三千五百円という額が出てくる、二十五歳のときに四千円という額が出てくる、そのときに、今の先生のお話では、そういうふうになるならばその限度額を三千五百円から一歳刻みに三千六百円、三千七百円、三千八百円というふうに上げていけというお話のように伺えますけれども、そのときには、ここでの限度額の設定の仕方は、その三千五百円から四千円の間にところで線を引きまして、それを五年間適用するということになるわけですが、五年間はやはり年齢の構成の中でも動いていかないのじゃないですか、そのあたりはどうなんですか。

○大城政府委員 おつしやるよう、動かないわけでございます。五年間動かないわけでございますが、それではこの限度額の設定を、二十歳から、二十歳は幾ら、二十一歳は幾ら、二十二歳は幾ら

た額になるという意味で特段の影響はないのではなかというふうに申し上げておるわけでござります。○北川(昌)委員 お話を聞いておりますと、数字までのその五歳の間の平均的なレベルを設定して、その間その金額を適用するというのがやり方としては一番適切なのではないだろうか、そういう考え方でできているというふうに理解しております。

○北川(昌)委員 だから、この五年間というのは長過ぎる、したがつて、年齢層別の計算を三歳ぐらゐに区切つてやつてけば、この固定された金額が三年來たらまた上がっていくということで、

低所得層層は特に大変ですか、この救済措置はそういう形でできないのかとお尋ねしておるわけです。ただ技術的に、五年間のあれでなければなりませんが、それを三年ぐらゐの中で上げていくという救済措置はとれないものかどうかというのを聞きしておるわけで、そういう検討もできないことなのでしょうか。

○大城政府委員 説明が不十分であるかと思いますが、特段のそういう有利、不利はない、ということと理解しておりますので、そういう改正を考えるということは念頭にございません。ただ、最低限度額についても必要な改善をしていくといふことは当然なことでございまして、それは労災の制度とあわせて私どももこの制度を運用してまいりますので、労災の方の御検討にあわせて私どもも検討してまいりたいというふうに考えます。

○北川(昌)委員 この点については私もまだ十分具体的にわかりませんから、合わせができないと思いますので、また後日に譲りたいと思います。

○北川(昌)委員 通勤災害についてお尋ねしたいと思います。次に、通勤災害についてお尋ねしたいと思います。

国家公務員災害補償統計によりますと、過去十一年間に通勤災害が減少している、一方では内閣ですか、肝炎等がふえておる、こういう説明がなされておりますけれども、通勤災害の制度が四十八年から取り入れられたわけですね。それからの通勤災害の傾向といいますか、推移はどういうふうになつておるのでか、減少しておるということです。

○北川(昌)委員 できるだけこういった範囲を広げていくことが必要ではないかと思うのですが、今までも、通勤の道路から途中で買い物に寄ることはその範囲の中に入つておりますけれども、その買い物に行くためにそこを通らなければいけないわけでありまして、そちらあたりが除外され

ている、こういったおかしな決め方はないと思うのですが、そちらあたりも今後十分御配慮といいますか御検討をいただきたいと思います。

○大城政府委員 通勤災害の件数でござりますが、最近数年間を見てまいりますと、六十年度が

す。まず、労働省が昭和六十二年に、労災認定基準の中で、それまで発病直前または当日の業務であつたものを、そのときに発病一週間以内に特に過重な業務に就労した場合も労災認定をする、こういうふうに改善されたのです。確かに過労死の救済の道を開くものということと歓迎されたと思ひますけれども、この直後に、言われておりますマニュアルなるものを出されております。死ぬ直前の一週間に続けて平常時の二倍以上、または前日にはほぼ三倍以上の働きをしたときに初めて過労死として認めるのだというよう受け取られるマニュアルというものがお出されております。これは、一方では救済の道を開いたかのごとく見えて、一方ではこれを閉ざすような、規制するようなマニュアルではないか、このように考えますが、この点について労働省のお考えをお聞きしたいと思います。

○内田説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のマニュアルは一部の報道で言われておりますものを指すものと思われますけれども、そのマニュアルは、新認定基準をつくった当時、これを説明するために考えられるいろいろなケースを図にしたものでございまして、この図のどれに当たれば業務上でありどれに当たれば業務上ではないというようなものではございません。いわゆるマニュアルというようなものでは決してないわけございます。

いずれにいたしましても、業務上であるかどうかの判断につきましては、労働時間も一つの判断の要素ではございますけれども、労働時間の長さのみならず、業務内容とかあるいは作業環境等いろいろな角度から調査をいたしまして、総合的に判断をしているところでございます。一部、マニュアルによって認定が狭められたというような報道がされておりますけれども、私どもとしては非常に残念に思っております。

○北川(昌)委員 これは国家公務員の場合などのような取り扱いがされているのでしょうか。今ま

かはござりますでしょうか。この前、昨年十月でございましたか、福岡の入管事務所で、密入国がございまして大変多忙なときであつたわけではけれども、二人立て続けに亡くなつた。これらは過労死として認定されたのか。国家公務員の取り扱いはどうなつておるのか。こういったマニュアルを出されているのかどうか。

○大城政府委員 いわゆる過労死といふに言われております脳・心臓疾患による死亡、これについて公務上と認定した件数は、昭和六十三年度中で見てみますと七件ございました。それから、具体的な事例としてお話をございました昨年の入管局関係の事案につきましては、二件とも公務上の災害として認定されています。

それから、公務災害におけるいわゆる認定基準と申しますか、これについてのお話をございましたけれども、人事院におきましては昭和六十二年十月中旬に認定指針を出しておきました、これについて専門家の協力を得ていろいろ見直しを行いました。その中で、考え方といったまでは、発症前一週間における職務上の過重負荷という観点を中心になら、それ以前の過重な職務による精神的、肉体的な過重負荷が公務遂行上存在したと医学的に認められる場合には公務上の災害として扱うという考え方で指針を出してきておりまして、これに関連いたしまして、いろいろな認定の事例等を参考にして検討していただきたいところであります。

○北川(昌)委員 過労死について労働災害の方も公務員の災害補償についてもそれぞれマニュアルが出来ます。ところがそれぞの監督署によつてマニュアルの判断が違つてくる場合もあると思うのです。やはりこれは公務員だから、あるいは労災適用者だから、こういう形で問題が処理されることはならない問題だと思うのです。このことは、やはり今の世相でございますから、国が統一をしておきたいと思います。同時に、こういった事故

いけないのでそれともふえていく場合には、救済措置としての一定の基本指針といいますか、こういったものをつくって、できるだけ救済の道を開いていくような措置をとるべきではないかと思うのですけれども、そこらあたりお聞かせいたいと思います。

○大城政府委員 いわゆる過労死を未然に防止する対策が急がれることは御指摘のとおりでございまして、私ども懸命の努力をしてきております。

今お話を中にございましたそれぞれ個々の案件について取り扱いがばらばらになるという心配はないのかということにつきましては、私どもは、先ほど申し上げました指針によりまして各実施機関で認定をしていただくわけでございますが、その際、各省庁において判断困難な事案につきましては人事院に協議をしていただくというやり方をしておりまして、そういう意味では統一がとれているというふうに考えております。また、協議のありました事案については、それぞれ専門官が検討いたしますので、やや方をしておりますので、認定の仕方がばらばらになるという心配はないのではないかと考えております。

今次、ことしの春闘も、好景気、人手不足といふ状況の中ではちょっとと物ならない五・九%、一万三千円から一万五千円という決定になつております。これを受けて人事院では御苦勞いたくわ

りませんが、今までの進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

もう時間がございませんので、あわせてもう一分な論議ができませんが、最後に人事院總裁にお尋ねをしておきたいと思います。

今次、ことしの春闘も、好景気、人手不足といふ状況の中ではちょっとと物ならない五・九%、一万三千円から一万五千円という決定になつております。これを受けて人事院では御苦勞いたくわ

りませんが、今までの進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

もう時間がございませんので、あわせてもう一分な論議ができませんが、最後に人事院總裁にお尋ねをしておきたいと思います。

今次、ことしの春闘も、好景気、人手不足といふ状況の中ではちょっとと物ならない五・九%、一万三千円から一万五千円という決定になつております。これを受けて人事院では御苦勞いたくわ

りませんが、今までの進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

もう時間がございませんので、あわせてもう一分な論議ができませんが、最後に人事院總裁にお尋ねをしておきたいと思います。

今次、ことしの春闘も、好景気、人手不足といふ状況の中ではちょっとと物ならない五・九%、一万三千円から一万五千円という決定になつております。これを受けて人事院では御苦勞いたくわ

りませんが、今までの進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

もう時間がございませんので、あわせてもう一分な論議ができませんが、最後に人事院總裁にお尋ねをしておきたいと思います。

今次、ことしの春闘も、好景気、人手不足といふ状況の中ではちょっとと物ならない五・九%、一万三千円から一万五千円という決定になつております。これを受けて人事院では御苦勞いたくわ

民間給与実態調査に基づきまして、民間給与の動向を的確に把握をした上、適切に対処をいたしましたと存じております。

なお、本年の職種別民間給与実態調査は、今月の十六日をもつて終了する予定でございまして、その後直ちに集計、分析等に取りかかりまして、官民の給与を精密に比較をいたしました上で、勧告制度の趣旨、各界の意見等も踏まえながら、勧告を取り巻く諸情勢を総合的に勘案をいたしまして、適切に対処してまいりたいと存じます。

また給与以外の、衣食住だけでなく教育、文化等も加味して決定しなければならないのではないとかというようなお話をございました。給与以外の給与条件の改善ということに関しましては、先生御承知のとおり、国公法によりまして社会一般の情勢に適用するよう随時変更する建前でございまして、今後ますます重要なとなるという認識を強く持つてはおります。

このような観点から、職種別民間給与実態調査とは別に、週休二日制あるいは休暇などの勤務条件につきましても毎年民間調査を実施しております。実態を把握いたしますとともに、その改善に努めるという姿勢で取り組んでまいっております。そのほか、いわゆる福利厚生施設等についても、職員の福祉という観点から関心を持つて民間の動向の把握に努めているところでございます。

○北川(昌)委員 全国の公務員が人事院總裁以下の皆さん方の結論を大きな関心を持つて見詰めておるわけありますから、精いっぱい頑張つていただきますことをお願い申し上げておきたいと思います。

なお、総務庁長官、せつかくおいでいただきまして、御質問するあれがなくて恐縮でございました。どうもありがとうございました。終わります。

○岸田委員長 続いて、三浦久君。

○三浦委員 総務庁長官にまずお尋ねをいたしたいと存じます。

政府・自民党は、国家公務員の三月分給与と期

末手当を、補正予算が成立しないことを理由に、支給日に全額一括支給という給与法の精神を踏みにじつて、分割支給を行いました。公務員労働者からは、前代未聞の出来事だと、政府とさうにそ

うした道に手をかした人事院に激しい怒りが上がりつているのは御承知のとおりであります。

この直接の原因は、自民党が選挙後の新しい枠組みづくりと称して、補正予算とその関連法案の一括処理を野党に強要し、既に決められていた予算委員会の補正予算審議日程を一方的に踏みにじつて、審議拒否したことにあることは周知のと

ころであります。こうした分割支給を招いたことについて、総理を初め官房長官、大蔵大臣、さらには総務庁長官もそれぞれ遺憾であったということを表明されでおられます。そして、今後こうした事態が生じないよう極力努力するとも言われております。総務庁長官、今後こうした事態が生じないように極力努力するという内容は、具体的にはどういうことをお考えになつていらつしやるのか、このことをお尋ねいたしたいであります。

○塙崎国務大臣 既に参議院の内閣委員会におきまして私は申し上げましたが、確かに三月分の給与の分割支給については大変遺憾であったと思

うのでござります。私どもは、このような事態が生じないようにこれから努力するということを申し上げているところでございますが、その具体的な方法はいかんというお話をございました。

いろいろの御提案もう既に委員の方々からたましても私は申し上げましたが、確かに三月分の給与の分割支給については大変遺憾であったと思ふのですが、このことが私は一番オーソドックスなやり方であつて、補正予算でやりますというのはちょっと後退した議論ではないかと思うのです。

現実に政府が今までやつてきたことを見ましても、一九六九年度から一九七八年度までは五%当初予算に給与改善費を組んでおります。そしてその後、七九年度が二・五%組んでいますね。そして八〇年度が二%であります。八一年度から八五年度までが一%になります。そして八六年度からはこれがゼロというふうになつたわけであります。政府が当初五%組んでおったように、いわゆる当初予算に給与改善費を計上していれば、今回の事態を招くようなことはなかつたわけであります。

政府が本当に今回の事態を真摯に反省して、一度と再びこういうようなことを招来しないようにするという決意がおありになるのであれば、もう概算要求が近いわけですから、私は、総務庁長官が、給与担当大臣といたしまして大蔵大臣その他関係大臣と協議して、来年度の当初予

は、たつた一回だけ補正予算を組まなくて済んだ、給与費の枠内で行われたベースアップであつたことを考えますと、やはりどう考えてみましても、補正予算を早目に提案をさせていただき、そしてまたこれを御審議願うということが最もオーソドックスで、平凡のようでございますが、適当な方法ではないかと考えております。

もちろん、給与費の改定もまた財政事情その他の関連で考えなければならないことがあります。いうふうには十分考えているところでございま

す。それは、法律では5%以下の格差の場合には勧告を出さなくてもいいということになつていてけれども、しかし、實際には出ているわけです。そうすれば、もう当初からこれは予定されるものなんですね。ですから、給与改善費を当初予算に組むというのがいいことになつていて、それが、しかし、給与費の計上も、今申されましたよ

すと、補正予算で給与改善費を組みたいという御趣旨に承つたわけでござりますけれども、しかし、人事院勧告というのは毎年出しているのですね。それは、法律では5%以下の格差の場合には勧告を出さなくてもいいということになつていて、それでも、しかし、實際には出ているわけです。

そうすれば、もう当初からこれは予定されるものなんですね。ですから、給与改善費を当初予算に組むというのがいいことになつていて、それが、このことをお尋ねいたしたいであります。

○三浦委員 今総務庁長官のお話を伺つておりますと、補正予算で給与改善費を組みたいという御趣旨に承つたわけでござりますけれども、しかし、人事院勧告というのは毎年出しているのですね。それは、法律では5%以下の格差の場合には勧告を出さなくてもいいということになつていて、それでも、しかし、實際には出ているわけです。

そうすれば、もう当初からこれは予定されるものなんですね。ですから、給与改善費を当初予算に組むというのがいいことになつていて、それが、このことをお尋ねいたしたいであります。

○塙崎国務大臣 既に参議院の内閣委員会におきまして私は申し上げましたが、確かに三月分の給与の分割支給については大変遺憾であったと思ふのですが、このことが私は一番オーソドックスなやり方であつて、補正予算でやりますというのはちょっと後退した議論ではないかと思うのです。

現実に政府が今までやつてきたことを見ましても、一九六九年度から一九七八年度までは五%当初予算に給与改善費を組んでおります。そしてその後、七九年度が二・五%組んでいますね。そして八〇年度が二%であります。八一年度から八五年度までが一%になります。そして八六年度からはこれがゼロというふうになつたわけであります。政府が当初五%組んでおったように、いわゆる当初予算に給与改善費を計上していれば、今回の事態を招くようなことはなかつたわけであります。

政府が本当に今回の事態を真摯に反省して、一度と再びこういうようなことを招来しないようにするという決意がおありになるのであれば、もう概算要求が近いわけですから、私は、総務庁長官が、給与担当大臣といたしまして大蔵大臣その他関係大臣と協議して、来年度の当初予

算に給与改善費を計上すべきだ、そのため努力をすべきだと思いますが、いかがでござりますか。

○塙崎国務大臣 給与の支払いを円滑にいたしましたことを考えますと、やはりどう考えてみましても、補正予算を早目に提案をさせていただき、そしてまたこれを御審議願うということが最もオーソドックスで、平凡のようでございますが、適当な方法ではないかと考えております。

もちろん、給与費の改定もまた財政事情その他の関連で考えなければならないことがあります。いうふうには十分考えているところでございま

す。しかし、給与費の計上も、今申されましたように、これは確かに給与の支払いを保証する一つの大きな方向でござります。これもあわせてひとつの資料では二回しかその額の内にとどまつていな

いことを考えますと、やはりオーソドックスな方法は補正予算であろうかと思うわけでございま

す。しかし、給与費の計上も、今申されましたように、これは確かに給与の支払いを保証する一つの大きな方向でござります。これもあわせてひとつの大きな方向でござります。これもあわせてひとつの大きな方向でござります。

○三浦委員 私は、人勧が出されることもようございます。しかし、今御指摘がございましたが、給与改善費を当初予算に計上いたしましても、私の資料では二回しかその額の内にとどまつていな

いことを考えますと、やはりオーソドックスな方法は補正予算であるかと思うわけでございま

す。しかし、給与費の計上も、今申されましたように、これは確かに給与の支払いを保証する一つの大きな方向でござります。これもあわせてひとつの大きな方向でござります。

○三浦委員 私は、人勧が出ることはもう

あります。しかし、今御指摘がございましたが、給与改善費を当初予算に計上いたしましても、私の資料では二回しかその額の内にとどまつていな

いことを考えますと、やはりオーソドックスな方法は補正予算であるかと思うわけでございま

す。しかし、給与費の計上も、今申されましたように、これは確かに給与の支払いを保証する一つの大きな方向でござります。これもあわせてひとつの大きな方向でござります。

○三浦委員 はい。一問だけ。

○岸田委員長 質問時間が終了しておりますので、十分御注意ください。

○三浦委員 はい。一問だけ。

この法案で問題なのは、長期療養者の休業補償を算出する平均給与額に最高限度額を設けて、それ以上の平均給与額のものは限度額で頭打ちにして休業補償額を抑えようとしていることであります。これは国家公務員災害補償法第十二条で規定されている「国は、休業補償として、その勤務することができる期間につき、平均給与額の百分

の六十に相当する金額を支給する。」という条文に反して、実質的に休業補償が平均給与の百分の六十を割る人々が出るということであります。

休業補償額算出の基礎となる平均給付額というものは、公務災害に遭つたその直近の三ヶ月の給与を平均して出します。この平均給与額が今回の改

正で新たに設ける年齢階層ごとの平均給与の最高限度額を超えた場合には、その人の平均給与額は

[本号末尾に掲載]

うした人々の休業補償額は実際の平均給与の百分の六十以下となります。これは明らかに現行法からの後退であります。今回の改正による最高限度額の設定によって、実際の平均給与の百分の六十以下の、休業補償を割る人々が現状並びに将来も出るということは否定できない事実ではないでしょうか。御答弁をお願いいたしたいと思います。

○岸田委員長 弥富人事院総裁 簡潔にお願いいたします。

○弥富政府委員 お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、休業補償については現在平均給与額に係る最低・最高限度額が導入されてございません。このため、療養の開始後一年六ヶ月を経過した日以後におきましては、限度額が適用されている傷病補償年金の受給者とアンバランスが生じてしましました。このようないい災害補償における給付額の不均衡を是正するため、療養の開始後一年六ヶ月を経過した者の休業補償に係る平均給与額に年金と同じく最低・最高限度額を導入しようとするものであります。これは公平を図る見地から設けられたものであり、また、今回既に衆議院を通過しております労災補償制度における同様の改正との均衡を図るために別段の取り扱いを行う理由はないものであるということを申し添えておきたいと存じます。

○岸田委員長 この際、本案に対し、三浦久君から修正案が提出されおりまます。

提出者から趣旨の説明を求めます。三浦久君。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

以上が修正案の概要と提案理由です。委員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○岸田委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

政府は本案の改正理由を、労災保険法の改正に準じて行うと述べています。労災保険法は、労働基準法研究会の中間報告に基づいて、労災認定患者の休業補償の一周年打ち切り、労災保険年金と厚生年金の併給廃止など、労働保険制度の根幹を骨抜きにする抜本改悪が意図されています。これまで国家公務員災害補償法の改正が労災法に準じて行われてきた経過を見るなら、こうした状況を重視せざるを得ません。

次に修正案の内容について御説明いたします。修正案は、政府提出の一部改正案で導入しようとしている休業補償の最高限度額を削除するものです。

そこで、これは公平を図る見地から設けられたものであり、また、今回既に衆議院を通過しております労災補償制度における同様の改正との均衡を図るために別段の取り扱いを行う理由はないものであることを申し添えておきたいと存じます。

○岸田委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 災害の予防及び職業病の発生防止のため、なお一層努力するとともに、公務災害の審査及び認定については、現在懸案中のものを含め、その作業を促進して早期処理に努めること。

一 社会全体の高齢化の進展にかんがみ、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方を含め、被災職員の介護施策について、積極的に検討すること。

一 職務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、職員の健康管理に一層留意するとともに、脳・心疾患に係る突然死の公務上外の認定については、医学的知見の動向を踏まえ、適切な運用に努めること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて明らかになつてること存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○岸田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

ただいま議決いたしました法律案につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岸田委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十二分散会

第四条第一項の規定は、前項の平均給与額につ
いて準用する。
第四条の二の次に次の二条を加える。
（平均給与額の限度額）
第四条の三 休業補償の補償事由発生日が当該休
業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した
日以後の日である場合における休業補償（以下
この項において「長期療養者の休業補償」とい
う。）について第四条の規定により平均給与額
として計算した額が、長期療養者の休業補償を
受けるべき職員の休業補償の補償事由発生日の
属する年度の四月一日における年齢に応じ人事
院が最低限度額として定める額を超えるとき
又は最高限度額として定める額を満たないとき
は、同条の規定にかかわらず、それぞれその定
められた額を長期療養者の休業補償に係る平均給与
額とする。

第四条第一項中「確定した日」の下に「（第四項
ににおいて単に「事故発生日」という。）」を加え、
「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改
め同条第四項中「及び」の下に「事故発生日か
ら補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償
事由発生日」という。）までの間に職員の給与の改
定が行われた場合その他」を加える。
第四条の二を次のように改める。
（平均給与額の改定）

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺
族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、
その補償事由発生日の属する年度（四月一日か
ら翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の
翌々年度以後の分として支給するものの額の算
定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規
定により平均給与額として計算した額に、当該
年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前
年度の四月一日における職員の給与水準を当該
年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の
四月一日における職員の給与水準で除して得た

率を基準として人事院が定める率を乗じて得た
額とする。

2 前条第五項の規定は、前項の平均給与額につ
いて準用する。

第四条の二の次に次の二条を加える。

（平均給与額の限度額）

第四条の三 休業補償の補償事由発生日が当該休
業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した
日以後の日である場合における休業補償（以下
この項において「長期療養者の休業補償」とい
う。）について第四条の規定により平均給与額
として計算した額が、長期療養者の休業補償を
受けるべき職員の休業補償の補償事由発生日の
属する年度の四月一日における年齢に応じ人事
院が最低限度額として定める額を超えるとき
又は最高限度額として定める額を満たないとき
は、同条の規定にかかわらず、それぞれその定
められた額を長期療養者の休業補償に係る平均給与
額とする。

2 前項第二号に規定する権利が消滅した日ににおいて前
号の場合に該当することとしたときに支給される
こととなる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合
計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

（一）前項第二号に規定する権利が消滅した日の
属する年度（次号において「権利消滅年度」と
いう。）の分として支給された遺族補償年
金の額

（二）権利消滅年度の前年度以前の各年度の分と
して支給された遺族補償年金の額に権利消滅
水準を当該各年度の前年度の四月一日におけ
る職員の給与水準で除して得た率を基準とし
て人事院が定める率を乗じて得た額の合算額
とする。

前項の人事院が定める額は、労働者災害補償
保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の
二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層
ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償
保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の
二第二項各号の規定により労働大臣が年齢階層
ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

第三条 第十七条の六第一項中「第十七条の四第二号」と
を「第十七条の四第一項第二号」に、「すでに支給
された遺族補償年金の額の」を「同号に規定する」
に改める。

第十七条の六第一項中「第十七条の四第二号」と
を「第十七条の四第一項第二号」に、「すでに支給
された遺族補償年金の額の」を「同号に規定する」
に改める。

第十七条の十二中「国家公務員の給与」を削
り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第四項中「支給された当該障害補償年金」
の下に「の額（当該障害補償年金のうち、当該死
亡した日の属する年度の前年度以前の分として支
給された障害補償年金にあつては、第十七条の四
第二項の規定に準じて人事院規則で定めるところ
に、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に
あつては、職員の死亡がなかつたものとして計
算した場合に得られる当該職員の基準日にお
ける年齢（遺族補償年金の属する年度（四月一日か
ら翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の
翌々年度以後の分として支給するものの額の算
定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規
定により平均給与額として計算した額に、当該
年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前
年度の四月一日における職員の給与水準を当該
年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の
四月一日における職員の給与水準で除して得た

率を乗じて得た額）」を「障害補償年金前払一時
金の額」の下に「（当該障害補償年金前払一時金を
支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の
前年度以前に生じたものである場合にあつては、
同項の規定に準じて人事院規則で定めるところに
より計算した額）」を加える。

附則第十六項中「第十七条の四第二号及び第十
七条の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるの
は「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の

年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるもの
とする。

第十七条の四第二号中「すでに」を「既に」に、
「合計額が前号の場合に支給される」を「次項に規
定する合計額が当該権利が消滅した日において前
号の場合に該当することとしたときに支給される
こととなる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合
計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

（一）前項第二号に規定する権利が消滅した日の
属する年度（次号において「権利消滅年度」と
いう。）の分として支給された遺族補償年
金の額

（二）権利消滅年度の前年度以前の各年度の分と
して支給された遺族補償年金の額に権利消滅
水準を当該各年度の前年度の四月一日におけ
る職員の給与水準で除して得た率を基準とし
て人事院が定める率を乗じて得た額の合算額
とする。

2 前項第二号に規定する権利が消滅した日において前
号の場合に該当することとしたときに支給される
こととなる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項第二号に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前
号の場合に該当することとしたときに支給される
こととなる」に改め、同条に次の二項を加える。

（一）前項第二号に規定する権利が消滅した日の
属する年度（次号において「権利消滅年度」と
いう。）の分として支給された遺族補償年
金の額

（二）権利消滅年度の前年度以前の各年度の分と
して支給された遺族補償年金の額に権利消滅
水準を当該各年度の前年度の四月一日におけ
る職員の給与水準で除して得た率を基準とし
て人事院が定める率を乗じて得た額の合算額
とする。

前項の人事院が定める額は、平成二年十月一日から施行
する。

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行
する。

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」と
いいう。）の属する月の前月までの月分の傷病補
償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の額並
びに施行日前に支給すべき事由の生じた遺族補
償一時金及び障害補償年金差額一時金の額につ
いては、なお前例による。

第三条 昭和六十年四月一日前に支給すべき事由
が生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族
補償年金に係る平均給与額に関する改正後の国
家公務員災害補償法（以下「新補償法」という。）
第四条の二第二項の規定の適用については、同
項中「前条の規定により平均給与額として計算
した額」とあるのは「昭和六十年四月一日にお
ける当該年金たる補償の補償事由発生日の属する
年齢」に応じ人事院が最低限度額として定め
る額に満たないときは又は最高限度額として定め
る額を超えるときは、第四条又は第四条の二の
規定にかかわらず、それぞれその定める額を年
金たる補償に係る平均給与額とする。

前項の人事院が定める額は、労働者災害補償
保険法第八条の三第二項において準用する同法
第八条の二第二項の規定により労働大臣が

額」と「を「第十七条の四第一項第二号中「合計
額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一
時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給す
べき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の
前年度以前に生じたものである場合にあつては、
次項の規定に準じて人事院規則で定めるところに
より計算した額）の合算額」と、第十七条の六第
二項中「合計額」とあるのは「合算額」と「に改
める。

次項の規定に準じて人事院規則で定めるところに
より計算した額）の合算額」と、第十七条の六第
二項中「合計額」とあるのは「合算額」と「に改
める。

前項の規定に準じて人事院規則で定めるところに
により計算した額）の合算額」と、第十七条の六第
二項中「合計額」とあるのは「合算額」と「に改
める。

(人事院規則への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「(昭和六十一年法律第八十五号)」を「(平成二年法律第 号)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

及び第三項中「人事院が定める額」とあるのは「総理府令で定める額」とを「同法第四条の二第一項第四条の三、第四条の四及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「総理府令で」と改める。

人事院の国会及び内閣に対する平成二年三月二十三日付けの意見の申出にかんがみ、年金たる補償について毎年の職員の給与水準の変動に応じてその額の改定を行うこととともに、療養開始後一年六月を経過した職員の休業補償に係る平均給与額について年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の二の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「又は最高限度額として定める額を超えるとき」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「第八条の二第二項各号」を「第八条の二第二項第一号」に改める。

内閣委員会議録第六号中正誤

ページ	段行	誤	正
四一九	国家公務員	国家公務員	
五四一	「ミリタリ・バラ ンス」	「ミリタリー・バ ランス」	
六四一	こんな	こんな	
一一三	価額		

正 (防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項中「同法第四条の二第二項